

補足資料 2

平成 27 年 3 月 23 日 (月)

第 6 回佐倉市子育て支援推進委員会

○佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月30日条例第24号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準 (第 4 条)

第 2 節 運営に関する基準 (第 5 条—第 34 条)

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準 (第 35 条・第 36 条)

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準 (第 37 条)

第 2 節 運営に関する基準 (第 38 条—第 50 条)

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 51 条・第 52 条)

附則

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第 2 条 特定保育所 (法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項中「(法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額 (特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第 2 項中「(法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「(法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。